

介護保険推進市民協議会の設置に関する条文

狛江市介護保険条例より抜粋

平成 12 年 3 月 31 日

条例第 25 号

第 6 章 介護保険推進市民協議会

(設置)

第 20 条 介護に関する施策の企画立案及びその実施に当たり、利用者等の意見が十分に反映され、市の介護保険制度の円滑、かつ、適切な運営を図るため、狛江市介護保険推進市民協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 21 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 介護保険制度の運営の円滑化又は変更に関すること。
- (2) 介護サービスの提供、確保、サービス水準の向上に関すること。
- (3) 介護サービスの基盤整備に関すること。
- (4) 第 1 号被保険者の保険料の減免及び利用料の軽減に関すること。
- (5) 介護認定に関すること。
- (6) 介護サービスに関する相談及び苦情の解決に関すること。
- (7) 地域密着型サービスに関すること。
- (8) 介護予防・日常生活支援総合事業に関すること。
- (9) その他介護保険制度に関して必要と認める事項

2 協議会は、前項に規定する所掌事務を処理するほか、介護保険制度に係る重要事項について市長に建議することができる。

(組織)

第 22 条 協議会は、次に掲げる委員 15 人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- | | |
|--|-----|
| (1) 公募により選出された 65 歳以上の市民 | 2 人 |
| (2) 公募により選出された 40 歳以上 65 歳未満の市民 | 2 人 |
| (3) 公募により選出された居宅サービス又は施設サービスの従事者 2 人以内 | |
| (4) 狛江市介護認定審査会の代表 | 1 人 |

(5) 居宅サービス事業者の代表	2人以内
(6) 施設サービス事業者の代表	2人以内
(7) 学識経験のある者	2人
(8) 市職員	2人

(委員の任期)

第23条 委員の任期は3年とし、再選を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第24条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第25条 協議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(会議の公開)

第26条 協議会の会議は、公開する。ただし、第6条に該当する場合は、全部又は一部を公開しないことができる。

任期 令和6年11月2日～令和9年11月1日

会議の開催 平日夜間

開催予定 年3回～4回程度